

甲府市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、甲府市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、耐震シェルター設置に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(既存木造住宅の判断)

第2 要綱第2(1)アに規定する昭和56年5月31日以前に着工されたものとは、本市が耐震診断を実施したもの、建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるもの、登記簿謄本（全部事項証明書（建物））又は固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたものとする。

2 構造、用途については、前項の書面等により、木造及び住宅であることを確認できるものとする。

(総合評点)

第3 要綱第2(3)の総合評点は、(一社)山梨県建築士事務所協会（以下「事務所協会」という。）の建築物耐震診断・補強計画判定会による判定を受けたものでなければならない。ただし、事務所協会と同等の組織による判定を受けたものは同様の扱いとする。

(中間検査)

第4 市長は、要綱第9に規定する着手届が提出されたときは、当該耐震シェルター設置工事に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。